

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成27年3月6日(金)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域支援事業の円滑な実施等について	1
2	障害者の社会参加の促進について	9

○資料

1-1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)	23
1-2	平成26年度版障害者白書(抜粋)	37
1-3	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	38
1-4	移動支援の実施状況【都道府県別】	39
1-5	意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】	40
1-6	四日市市失語症会話パートナー派遣事業について	44
1-7	我孫子市失語症会話パートナー派遣事業について	45
1-8	要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況	46
1-9	要約筆記者の倫理綱領	47
1-10	平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧	49
1-11	地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】	50
1-12	地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方	51
2-1	聴覚障害者情報提供施設設置状況	55
2-2	身体障害者保護費負担金(補助)金交付要綱(案)新旧対照表	56
2-3	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	57
2-4	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について(例)	58
2-5	平成27年度内閣府防災部門予算案	59

2-6	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	65
2-7	障害者の芸術活動支援モデル事業の概要	66
2-8	「国際障害者交流センター」の活用について	68
2-9	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	70
2-10	身体障害者補助犬法の普及啓発について	71
2-11	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要	79
2-12	障害者自立支援機器「シース・ニースマッチング交流会」の概要	80

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。各自治体においては、このような特性及び平成27年度からの第4期障害福祉計画を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(2) 平成27年度予算案について

ア 平成27年度予算案について

移動支援や意思疎通支援など障害者及び障害児の地域生活を支援する事業について、市町村及び都道府県において実施するための予算464億円を確保し、以下の事業メニューを追加する。

(参考) 平成27年度追加する事業(案)

【市町村地域生活支援事業(任意事業)】

- 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
 - ・ 意思疎通支援事業について、単独での実施が困難(ニーズの少なさ、手話通訳者等の確保ができない)等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。
- 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
 - ・ 地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用のため、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要があることから、市町村協議会において、先進的に地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行う。

また、実施が低調な以下の任意事業については、平成27年度から国庫補助の対象外とする。今後も事業の実態等を踏まえ、事業のメニュー見直しを実施する予定である。

- ・ 都道府県が実施する成年後見制度法人後見支援
- ・ 障害児支援体制整備

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)」を参照されたい。

(資料1-1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)

イ 地域生活支援事業の平成27年度の方向性と補助金の配分方法について

地域生活支援事業の平成27年度の方向性としては、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。

(3) 特別支援事業の取扱いについて

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業への充実を図るために、特別支援事業として優先的に財政支援を行っているところであり、昨年度に引き続き、同事業を活用願いたい。

特に、平成25年4月の障害者総合支援法施行に伴い市町村必須事業に位置づけられた「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」の事業立ち上げを支援しているので留意されたい。「理解促進研修・啓発事業」の実施にあたっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマーク（「平成26年度版障害者白書（抜粋）」参照）の紹介等、障害者等に対する理解を深めるため、普及・啓発を目的とした広報活動を実施することも検討されたい。

なお、具体的な取扱いや各自治体からの協議の進め方については、予算成立後に要綱等をお示しすることとしている。

（資料1-2）「平成26年度版障害者白書（抜粋）」参照

(4) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

地域生活支援事業実施要綱については、「(2)平成27年度予算案について」を踏まえた改正を予定しており、予算が成立次第、改正内容を速やかに発出することとしている。

（資料1-1）地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

(5) 地域生活支援事業の適正な実施について

ア 事業者に対する指導の実施について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。引き続き、事業者に対し指導・点検をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業について

地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

○ 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「その他の事業」に位置付けている

○ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「その他の事業」に位置付けている

○ 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「その他の事業」に位置付けている

○ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としているなど補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

市町村及び都道府県は、各々、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくよう、引き続きお願いする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(6) 地域生活支援事業における利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、これまでの課長会議等においても検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いも踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏ま

え、引き続き、サービス利用に支障が生じないように対応をお願いしたい。

(資料1-3) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況
(平成26年度)

(7) 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組みについて

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が必ず実施しなければならない事業が定められている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられているが、平成25年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(8) マイナンバー（社会保障・税番号制度）について

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））別表第1の第84号に規定するとおり、地域生活支援事業の実施に関する事務はマイナンバー（社会保障・税番号）を利用する事務に該当するため、情報システム関係部局と連携して、平成28年1月（予定）の施行に向けた準備に遺漏なきよう留意願いたい。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

(9) 移動支援事業について

ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、適宜、活用を図られたい。

(資料1-4) 移動支援の実施状況【都道府県別】

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業について

視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修事業については、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

(9) 意思疎通支援の強化等について

ア 意思疎通支援事業について

意思疎通支援事業については、地域生活支援事業の必須事業として、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する事業を実施しているが、実施率の向上を図るため、平成27年度予算案において意思疎通支援事業として「複数市町村等による意思疎通支援の共同実施促進」を追加したところである。小規模自治体であるため単独で事業の立ち上げが困難等の事由で未実施となっている自治体においては積極的にご活用いただき事業実施に努めていただきたい。

意思疎通支援を行う者の派遣事業については、都道府県等にお示ししている「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成25年3月27日障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、各自治体において適切に実施していただきたい。

また、意思疎通支援を強化するために、意思疎通支援を行う者の派遣、養成及び設置において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業である「意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業」、「意思疎通支援従事者養成研修促進事業」及び「意思疎通支援充実強化事業」において、優先的に支援することとしている。また、平成24年度から社会福祉法人全国手話研修センターにおける手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を全国8ブロックで実施できる体制を整えたところであり、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしてきたところである。

今後、特別支援事業の具体的な取扱いについては、別途お示しすることとするが、社会福祉法人全国手話研修センターにおける現任研修については、平成27年度も引き続き実施するので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

(資料1-5) 意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。
- また、意思疎通を図ることに支障がある、あらゆる障害者に対する支援が可能であるため、知的障害、失語症、高次脳機能障害、重度の身体障害者など意思疎通が困難な者に対する支援についても意思疎通支援事業で実施可能であり、事業実施について配慮されたいこと。

(資料1-6) 四日市市失語症会話パートナー派遣事業について

(資料1-7) 我孫子市失語症会話パートナー派遣事業について

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること。
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと。
- また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたい。
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたい。

ウ 要約筆記者の養成及び派遣について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者を派遣することとしていたが、平成23年度から新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとなったところである。

なお、平成25年度からは、要約筆記者を派遣する事業については、原則として要約筆記者を派遣することとしているが、要約筆記者と同等と認められる要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができることとしている。（手話通訳者の派遣についても、同様の取扱いとしている。）

また、平成27年度予算案においても引き続き社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に未参加または参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただく

とともに、その研修修了者については、各都道府県等における養成研修事業の指導者として、積極的に活用していただきたい。

(資料 1 - 8) 要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

平成 26 年 8 月に全国要約筆記問題研究会が策定した「要約筆記者の倫理綱領」について、要約筆記に携わる者の参考とされたい。なお、当該倫理綱領を研修会等にて利用する際には、全国要約筆記問題研究会へ確認されたい。

(資料 1 - 9) 要約筆記者の倫理綱領

(参考) 全国要約筆記問題研究会HP (<http://zenyouken.jp/rinri/>)

(10) 日常生活用具給付等事業について

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成 25 年度実績はほぼ 100% の実施率に達している。

本事業については、例えば、視覚障害者用図書として、「点字図書」のほか、「大活字図書」や「DAISY 図書」の給付を行うなど利用者の状況等に応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっているので、各市町村においては、今後とも地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うため、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、例えば、スチーム装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の実施に努められたい。

また、スチーム装具、紙おむつなど継続的に支給する種目については、適宜、その使用実績と納品状況の調査を行うこと等により実態に即した支給となるよう、留意されたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等

が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の支給対象となっている。

各市町村におかれては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 408 号）等の施行により、平成 27 年 1 月 1 日から、障害者総合支援法の対象となる難病等が従前の 130 疾病から 151 疾病に拡大したところであるので、留意されたい。

（資料 1－10）平成 27 年 1 月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151 疾病）

（11）地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

（参考）地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成 18 年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

（資料 1－11）地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

イ 地域活動支援センター機能強化事業の適正な実施について

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターへの専門職員の配置等その機能の充実強化を図るため、基礎的事業に加え実施する事業であり、充実強化を図る部分について地域生活支援事業費補助金の補助対象としている。

しかしながら、国庫補助対象経費の実支出額の算定に当たり、基礎的事業に係る経費を機能強化事業に含めて計上している事例が過去に会計検査院の現地検査において指摘されている。

各市町村においては、平成 21 年 12 月 15 日付事務連絡「地域活動支援センタ

「機能強化事業の見直しの基本的な考え方」も参考にしながら、適正な実施を引き続きお願いしたい。

また、機能強化事業の事業内容や事業費の設定に当たっては、地域生活支援事業実施要綱において定めている機能強化事業の事業例（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）や過去の全国会議資料で例示されている機能強化事業の補助額にとらわれることなく、地域の実情や利用者のニーズを踏まえて、適切に、事業内容及び事業費を設定されるようお願いしたい。

（資料 1－12）地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方

（平成 21 年 12 月 15 日事務連絡）

2 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加を促進することは、共生社会の実現のために重要であることから様々な支援を行っており、このうち、情報・意思疎通支援、芸術、身体障害者補助犬、補装具、障害者の支援機器に関して次のとおり促進することとしている。

（1）情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地へ手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動支援など、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

しかしながら、平成 24 年度までの「重点施策実施 5 ヶ年計画」において全県設置を目指してきた聴覚障害者情報提供施設は、平成 26 年 4 月末現在、全国で 47 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっている。新たに策定した平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げていることから、引き続き、未設置の自治体に置かれては、設置についての検討をお願いする。

(資料 2-1) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとなっている。

また、国際障害者交流センターにおいて「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域における実践的救援訓練を実施した場合、その費用について「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているため活用いただきたい。(平成25年5月20日付事務連絡「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について)

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成22年度の決算検査報告により、対象外経費への不適切な支出が認められているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

(資料 2-2 身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱(案) 新旧対照表)

平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」(点字データ及び点字・録音図書目録のオンライン利用システム)と「びぶりおネット」(点字・録音図書ネットワーク配信システム)を視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにした(平成22年4月から運用開始)。また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところである。視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

(資料 2-3) 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

イ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修については、平成24年度から、講師養成研修(手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成)については、全国規模で開催し、また、現任研修(手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修)については、開催地を京都市(社会福祉法人全国手話研修センター)以外にも拡充し、全国規模で開催しているが、引き続き全国規模での実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成25年度から手話奉仕員養成研修事業が市町村地域生活支援事業の必須事業となっており、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、手話通訳者・手話

奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

なお、現在、関係団体等からなる検討会において、手話通訳指導者の養成に係るカリキュラムを作成中であり、その具体的な内容については、今後各都道府県等にお示しすることとしている。このカリキュラムを参考に各自治体においても手話通訳指導者の養成が実施されることを期待しているところである。

ウ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大について

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(2) 災害時における視聴覚障害者支援について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援について配慮をお願いしたい。

（資料2-4）

さらに、被災した障害者支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）においても災害予防の事業があり、活用が可能であるので周知願いたい。

（資料2-5）平成27年度内閣府防災部門予算案

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(日本赤十字社 HP:<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>)をお示ししているところであるので参照されたい。

(3) 盲ろう者向け福祉施策について

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成25年4月から都道府県地域生活支援事業の必須事業となっているところであるが、引き続き、全都道府県で実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても速やかに実施するよう留意していただきたい。なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられなくなることがないように都道府県と連携するようご留意いただきたい。

(資料2-6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

平成23年10月1日から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、ご承知のとおり、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の必須事業である「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるため、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」についても、平成25年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業となっているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施するよう留意していただきたい。養成研修事業の指導者の養成については、国立障害者リハビリテーションセンターが実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」や社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施している「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」の活用が可能であるため、積極的に受講者を派遣していただきたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」においては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に養成研修の実施に努めていただきたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施等について

平成22年度及び平成23年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練

等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内にて、'宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

平成24年度以降は、社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して、そのマニュアルを用いて、盲ろう者に対してコミュニケーション、家事、歩行、パソコン操作等の生活訓練のモデル事業や、上記のモデル事業の対象者のフォローアップ調査を実施しているところである。

また、社会福祉法人全国盲ろう者協会において、平成27年度から「盲ろう者向けパソコン指導者養成研修事業」、「コミュニケーション訓練個別訪問指導事業」等を実施することとしているので御了知いただきたい。

(4) 文化芸術活動等の振興について

ア 障害者芸術・文化祭について

障害者芸術・文化祭については、平成28年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会のように、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害者への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成27年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり決定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、平成30年以降の開催について、文化施策担当課とも緊密に連携の上、積極的な検討をお願いしたい。

第15回(平成27年度)開催地	鹿児島県	(予定)
第16回(平成28年度)開催地	愛知県	(予定)
第17回(平成29年度)開催地	奈良県	(予定)

イ 障害者文化芸術活動支援モデル事業の実施について

平成25年に開催した「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」における中間取りまとめを受け、平成26年度から3年間を目処に、芸術活動を行う障害者やその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援する拠点に関するモデル事業を実施し、その成果を今後のさらなる障害者の芸術活動支援の推進につなげていくこととしている。

本モデル事業については、都道府県の側面的支援を受けつつ実施することが円滑な実施に効果的であることから、各都道府県から推薦された団体の中から実施団体を選定することにしており、平成26年度は5団体を実施主体として採択したところである。

平成 27 年度については、今年度の成果も踏まえつつ、より多くの障害者の芸術活動支援の取組のノウハウを蓄積し、本モデル事業の更なる成果の充実を図る観点から、7 団体程度の採択を予定しているの、了知されたい。

なお、平成 26 年度のモデル事業実施団体の取組の状況については、モデル事業連携事務局が運営するホームページ（「障害者の芸術活動支援モデル事業[厚生労働省]」）において公表しており、また、その成果等についても、今後、厚生労働省ホームページ等で公表することを予定している。

(資料 2 - 7) 障害者の芸術活動支援モデル事業の概要

(参考) 平成 27 年度の公募 (案)

1. 実施主体：社会福祉法人その他の法人格をもつ団体
2. 対象分野：障害者の芸術活動のうち、絵画、陶芸などの作品を作る美術分野
3. 対象事業：
 - (1) 障害者芸術活動支援センターの設置 (必須事業)
 - (2) 協力委員会の設置 (必須事業)
 - (3) 調査・発掘、評価・発信 (任意事業)
 - (4) モデル事業連携事務局の設置 (任意事業)
4. 補助基準額：

(1) 3. の (1) 及び (2) の事業を実施する場合	11,000 千円以内
(2) (1) に加えて 3. の (3) の事業を実施する場合	15,000 千円以内
(3) (2) に加えて 3. の (4) の事業を実施する場合	23,000 千円以内
5. 補助率：定額 (対象経費の 10/10)
6. 採択団体予定数：7 団体程度

ウ 文化芸術活動及びレクリエーション活動等の推進について

文化芸術活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者がスポーツに親しむ機会の提供等に関する支援について、地域生活支援事業の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

(5) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター (愛称：ビッグ・アイ)」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを

目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料2-8) 国際障害者交流センター(ビッグアイ)の案内、行事
(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等の対応方法を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施するので、関係機関への周知をお願いしたい。

(6) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成28年4月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)が平成23年8月5日に公布・施行され、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先(電話番号等)の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」(絵で見る心の身だしなみ)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

(7) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第26回試験(平成26年度)の合格発表が平成27年1月30日(金)に行われたところである。(資料2-9)

第27回試験(平成27年度)についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

第27回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成27年10月3日(土) [会場: 東京、大阪、熊本]

実技試験 平成27年10月4日(日) [会場: 東京、大阪、熊本]

(8) 身体障害者補助犬法について

身体障害者補助犬法については、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

身体障害者補助犬が使用者とともに円滑に地域社会に受け入れられるためには、使用者と受け入れ側、相互の理解を深めることが重要であることから、厚生労働省ではこれまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、ポスター・リーフレット等を作成し、地方自治体や関係団体等を通じて配布するなど身体障害者補助犬法の理解の促進に取り組んできたところである。

各都道府県、指定都市、中核市におかれては、管内市区町村、補助犬訓練事業者及び補助犬使用者など関係機関・関係者とも連携を図りつつ、身体障害者補助犬法の更なる周知に努めていただくとともに、都道府県におかれては、地域生活支援事業による育成の実施促進についてお願いします。

なお、広報啓発活動において、既に送付した厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な場合には追加送付するので、下記連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室社会参加支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3073、3006)

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

(資料 2-10) 身体障害者補助犬法の普及啓発について

(9) 補装具について

ア 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づく補装具として必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、身体の状況や生活環境を考慮するなど申請者の窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 408 号)等の施行により、平成 27 年 1 月 1 日から、障害者総合支援法の対象となる難病等が従前の 130 疾病から 151 疾病に拡大したところであるので、留意されたい。

イ 補装具費の基準額の改定について

補装具費の基準額については、障害福祉サービスの報酬改定の時期に合わせ、概ね 3 年を目途として、補装具の実態調査の結果等に基づき改定することとしている。

平成 27 年度の改定については、補装具の実態調査を行った結果等を踏まえ、基準額の改定を行うとともに用語の整備を行うことを予定している。当該改定内容を盛り込んだ「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)の一部改正に関しては、3 月 14 日を期限としてパブリックコメントを実施したところであり、今後、補装

具給付事務を適正に実施するための技術的助言やQ&A等と併せて、できるだけ早期に告示する予定であるので留意されたい。

ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いしたい。

エ 耐用年数の取扱いについて

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律機会的に適用することなく、個々の障害者の実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

(10) 支援機器等について

ア 障害者自立支援機器等開発促進事業について

障害者の自立や社会参加を支援するためには、自立支援機器の開発（実用的製品化）や技術開発を促進することが重要である。

このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成すること等により、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が使いやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

近年、BMI型環境制御装置などブレイン・マシン・インターフェイス（BMI）技術を用いた支援機器の研究に一定の進捗が見られることを踏まえ、脳科学の成果を応用した支援機器の開発についても支援を行うことを予定しているため、障害者の自立支援機器開発分野への新たな企業の参入を促進する観点から、産業振興関係部局、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等への周知に特段の配慮をお願いする。

(参考) 平成27年度の公募対象分野 (案)

- 1 肢体障害者の日常生活支援機器
- 2 視覚障害者の日常生活支援機器
- 3 聴覚障害者の日常生活支援機器
- 4 盲ろう者の日常生活支援機器
- 5 難病患者等の日常生活支援機器
- 6 障害者のコミュニケーションを支援する機器
- 7 障害者のレクリエーション活動を支援する機器
- 8 障害児の生活を豊かにするための支援機器
- 9 脳科学の成果を応用した支援機器
- 10 その他

(資料2-11) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

イ シーズ・ニーズマッチングの強化について

上記事業により開発を行う企業に対する直接的な支援を進めてきたところであるが、開発が充分に進んでいない、開発された機器が障害者のニーズを的確に捉えたものとなっていないという課題がある。

このため、平成26年度からは産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける事業（シーズ・ニーズマッチング強化事業）を追加し、「障害者自立支援機器等開発促進事業」と組み合わせて、障害者が使いやすい機器の更なる製品化・普及を図っているところである。

平成26年度は、全国厚生労働関係部局長会議でお知らせしたとおり、公益財団法人テクノエイド協会を実施主体として、以下のとおり「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催しているので、各都道府県、中核市、指定都市におかれては、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

なお、平成27年度の公募については、今後、厚生労働省ホームページにおいて実施を予定しているので留意されたい。

◇開催日時：平成27年3月6日（金）～7日（土）10時～16時

◇場 所：TOC有明（東京都江東区有明3丁目5番7号）

<http://www.toc-ariake.jp/conv.html>

◇企 画：支援機器の展示・体験・交流、基調講演、公開シンポジウム他

※ 詳細は公益財団法人テクノエイド協会ホームページを参照のこと

<http://www.techno-aids.or.jp/>

(資料2-12) 障害者自立支援機器「シーズ・ニーズマッチング交流会」の概要

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、(公財)テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等へ周知し、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-needs.net/>)

資 料

「地域生活支援事業の実施について」

新旧対照表

※平成 27 年 3 月 6 日現在の案であり、変更することがある。

(下線部が改正部分)

改正	現行
<p>別紙 1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～6 (同右)</p> <p>(別記 1)</p> <p>理解促進研修・啓発事業</p> <p>1～5 (同右)</p> <p>(別記 2)</p> <p>自発的活動支援事業</p> <p>1～5 (同右)</p> <p>(別記 3)</p> <p>相談支援事業</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p>	<p>別紙 1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(別記 1)</p> <p>理解促進研修・啓発事業</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(別記 2)</p> <p>自発的活動支援事業</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(別記 3)</p> <p>相談支援事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p>

改正	現行
<p>ア (同右)</p> <p>イ (ア) (同右)</p> <p>(イ) 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービズ等利用計画の点検・評価等） ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等）に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言（ウ）（同右） <p>ウ (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>【別添1】 障害者相談支援事業</p> <p>1～5 (同右)</p> <p>【別添2】 基幹相談支援センター</p> <p>1～3 (同右)</p> <p>4 (1) (同右)</p> <p>(2) 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常 	<p>ア (略)</p> <p>イ (ア) (略)</p> <p>(イ) 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等） ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等）に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言（ウ）（略） <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>【別添1】 障害者相談支援事業</p> <p>1～5 (略)</p> <p>【別添2】 基幹相談支援センター</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (1) (略)</p> <p>(2) 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常

改正	現行
<p>的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療・教育・就労等に関する各種相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等) <p>(3)～(4) (同右)</p> <p>5～7 (同右)</p> <p>(別記4)</p> <p>1～3 (同右)</p> <p>(別記5)</p> <p>1～3 (同右)</p> <p>(別記6)</p> <p>1～4 (同右)</p> <p>(別記7)</p> <p>日常生活用具給付等事業</p>	<p>的な事例検討会の開催等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療・教育・就労等に関する各種相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等) <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(別記4)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(別記5)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(別記6)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(別記7)</p> <p>日常生活用具給付等事業</p>

改正	現行
<p>1～4 (同右)</p> <p>(別記8)</p> <p>手話奉仕員養成研修事業</p> <p>1～4 (同右)</p> <p>(別記9)</p> <p>移動支援事業</p> <p>1～3 (同右)</p> <p>(別記10)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>1～3 (同右)</p> <p>(別記11)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>(別記8)</p> <p>手話奉仕員養成研修事業</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(別記9)</p> <p>移動支援事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(別記10)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(別記11)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p>

改正	現行
<p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1)～(5) (同右)</p> <p>(削除)</p>	<p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>障害児支援体制整備</u></p> <p><u>ア 目的</u> <u>障害児やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職を配置し、地域における支援機能の充実を図るほか、障害児通所支援事業等を利用していない地域で生活する障害児及びその家族が気軽に利用出来る場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行うことにより、地域支援体制の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>イ 事業内容</u> <u>(ア) 児童発達支援センター-地域支援機能強化事業</u> <u>児童発達支援センターに、地域の障害児やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導等を行う専門職員を配置し、地域支援の強化に取り組む。</u></p> <p><u>(イ) 障害児の居場所づくり事業</u> <u>障害児通所支援事業等を利用していない地域で生活する障害児及びその家族が気軽に利用出来る身近な敷居の低い場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行うとともに、子育て等に関する支援を行う。</u></p>

改正	現行
<p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) <u>イの(ア)の専門職員は、障害児やその家族への相談、他の障害児を預かる施設への支援方法の助言及び指導を適切に行うことができる児童指導員、保育士等とし、児童発達支援センターの人員基準に加え、別途配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>イの(ア)及び(イ)を実施するにあたっては、適切に事業実施できる体制と環境を整備するとともに、連携を図りながら事業を行うものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>対象となる障害児については、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではないものとする。</u></p> <p>(6) <u>巡回支援専門員整備</u> (同右)</p> <p>(7) <u>相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保</u> (同右)</p> <p>(8) <u>協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援</u></p> <p>ア 目的 <u>市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害者への総合的な地域生活支援の実現を図る。</u></p> <p>イ 事業内容 <u>上記事業の例としては以下のとおり。</u></p>	<p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) <u>イの(ア)の専門職員は、障害児やその家族への相談、他の障害児を預かる施設への支援方法の助言及び指導を適切に行うことができる児童指導員、保育士等とし、児童発達支援センターの人員基準に加え、別途配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>イの(ア)及び(イ)を実施するにあたっては、適切に事業実施できる体制と環境を整備するとともに、連携を図りながら事業を行うものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>対象となる障害児については、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではないものとする。</u></p> <p>(7) <u>巡回支援専門員整備</u> (略)</p> <p>(8) <u>相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保</u> (略)</p>

改正	現行
<p>(ア) <u>社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施</u></p> <p>(イ) <u>円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するために、関係者間の総合的な調整やチームアプローチの実施ができる体制の整備</u></p> <p>(ウ) <u>児童発達支援センターや保育所等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に把握し、一般施策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築</u></p> <p>(エ) <u>医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施</u></p> <p>(9) その他日常生活支援</p> <p>上記(1)から(8)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) <u>レクリエーション活動等支援</u></p> <p>レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>(2) 文化芸術活動振興</p>	<p>(9) その他日常生活支援</p> <p>上記(1)から(8)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) <u>スポーツ・レクリエーション教室開催等</u></p> <p><u>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。</u></p> <p>(2) 文化芸術活動振興</p>

改正	現行
<p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、身近な実施主体として<u>障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</u></p> <p>(3) ~ (4) (同右)</p> <p>(5) <u>複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進</u> <u>意思疎通支援事業について、単独での実施が困難（ニーズの少なさ、手話通訳者等の確保ができない）等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。</u></p> <p>(6) <u>自動車運転免許取得・改造助成</u> (同右)</p> <p>(7) <u>その他社会参加支援</u> 上記(1)から(6)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【権利擁護支援】 (1) ~ (3) (同右)</p> <p>【就業・就労支援】 (1) ~ (5) (同右)</p>	<p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>自動車運転免許取得・改造助成</u> (略)</p> <p>(6) <u>その他社会参加支援</u> 上記(1)から(5)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【権利擁護支援】 (1) ~ (3) (略)</p> <p>【就業・就労支援】 (1) ~ (5) (略)</p>

改正	現行
<p>(別記 12) 障害支援区分認定等事務 1～2 (同右)</p> <p>(別記 13) 専門性の高い相談支援事業 1～2 (同右)</p> <p>【別添 3】 (同右)</p> <p>(別記 14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 1～3 (同右)</p> <p>(別記 15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 1～3 (同右)</p>	<p>(別記 12) 障害支援区分認定等事務 1～2 (略)</p> <p>(別記 13) 専門性の高い相談支援事業 1～2 (略)</p> <p>【別添 3】 (略)</p> <p>(別記 14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 1～3 (略)</p> <p>(別記 15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 1～3 (略)</p>

改正	現行
<p>(別記 16) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 1～3 (同右)</p> <p>(別記 17) 広域的な支援事業 1～2 (同右)</p> <p>(別記 18) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1～3 (同右)</p> <p>(別記 19) 任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】</p>	<p>(別記 16) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 1～3 (略)</p> <p>(別記 17) 広域的な支援事業 1～2 (略)</p> <p>(別記 18) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1～3 (略)</p> <p>(別記 19) 任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】</p>

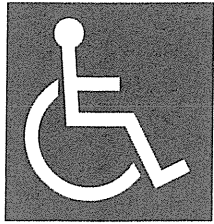
改正	現行
<p>(1) ~ (7) (同右)</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>レクリエーション活動等支援</u></p> <p>レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、指導者の養成、<u>広域で行う各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催するなど、市町村と連携し、地域間の取組の均てんを図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。</u></p> <p>(11) 文化芸術活動振興</p> <p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、<u>広域的な観点から障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、文化芸術活動の機会を均てんを図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</u></p> <p>(12) ~ (13) (同右)</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発</p>	<p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>スポーツ・レクリエーション教室開催等</u></p> <p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、<u>各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。</u></p> <p>(11) 文化芸術活動振興</p> <p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>(12) ~ (13) (略)</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発</p>

改正	現行
<p>(同右)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 成年後見制度法人後見支援</p> <p>ア 目的</p> <p><u>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) <u>市民後見人の活用も含めた法人後見実施のための研修</u></p> <p> a <u>研修対象者</u></p> <p> <u>法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等</u></p> <p> b <u>研修内容等</u></p> <p> <u>都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</u></p> <p> a <u>法人後見の活用等のための地域の実態把握</u></p> <p> b <u>法人後見推進のための検討会等の実施</u></p> <p>(ウ) <u>法人後見の適正な活動のための支援</u></p> <p> <u>弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団</u></p>

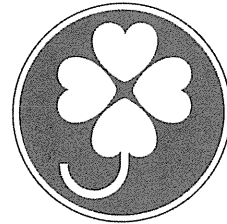
改正	現行
<p>(2) 障害者虐待防止対策支援 (略)</p> <p>(3) その他権利擁護支援 上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(5) (同右)</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 1～2 (同右)</p> <p>(別記20) 特別支援事業</p> <p>1～2 (同右)</p>	<p>体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築</p> <p>(工) その他、市民後見人を活用した法人後見の活動の推進に関する事業</p> <p>(3) 障害者虐待防止対策支援 (略)</p> <p>(4) その他権利擁護支援 上記(1)から(3)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(5) (略)</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 1～2 (略)</p> <p>(別記20) 特別支援事業</p> <p>1～2 (略)</p>

改正	現行
<p>別紙2</p> <p>廃止通知一覧</p> <p>1～17 (同右)</p> <p>18. <u>平成17年7月8日障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援体制整備事業の実施について」</u></p> <p>19. <u>平成23年3月30日障発0330第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「巡回支援専門員整備事業の実施について」</u></p>	<p>別紙2</p> <p>廃止通知一覧</p> <p>1～17 (略)</p>

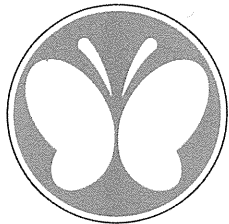
障害者に関するマークについて



【障害者のための国際シンボルマーク】
所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会



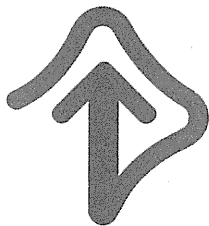
【身体障害者標識】
所管：警察庁



【聴覚障害者標識】
所管：警察庁



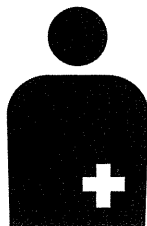
【盲人のための国際シンボルマーク】
所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会



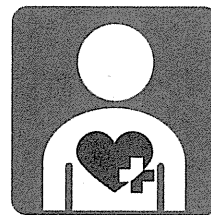
【耳マーク】
所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



【ほじょ犬マーク】
所管：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部



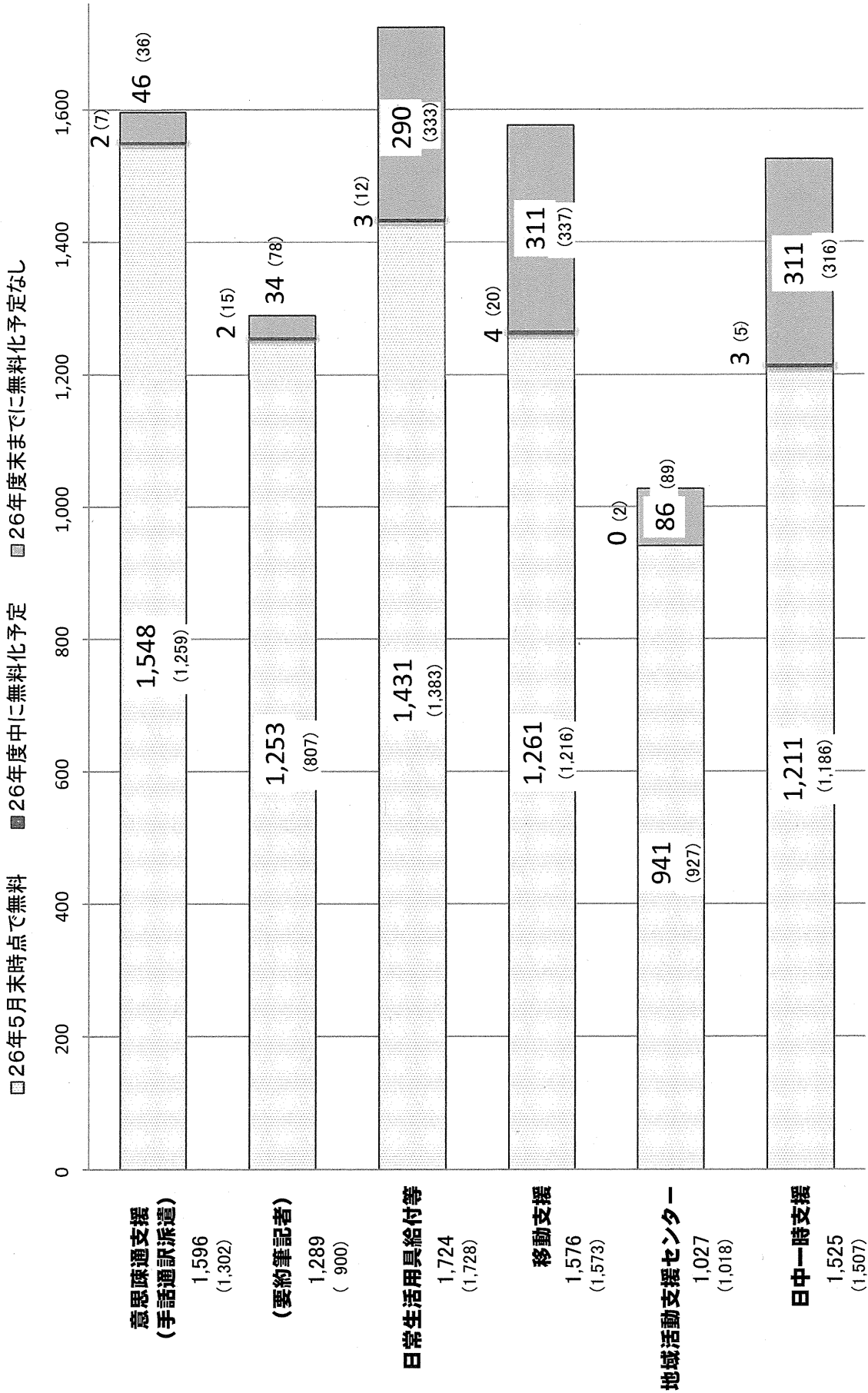
【オストメイトマーク】
所管：公益社団法人日本オストミー協会



【ハート・プラスマーク】
所管：特定非営利活動法人
ハート・プラスの会

これらのマークについて詳しくは、内閣府障害者施策ホームページ
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>) 等を参照。

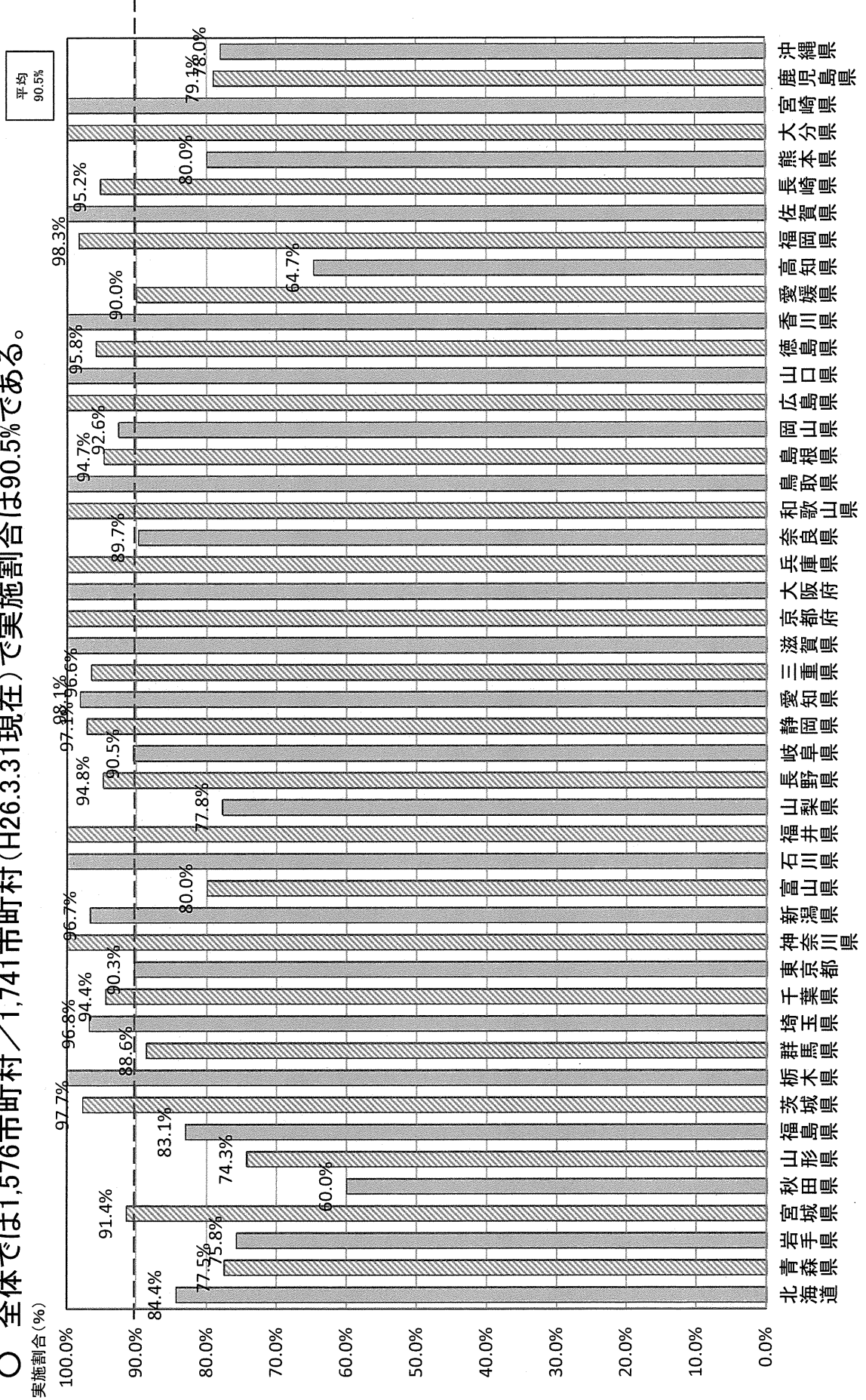
地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成26年度)



※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したもの。
 ※事業名の下の数値は市町村数。(意思疎通支援については実施体制が整備されている市町村数、それ以外は事業を実施した市町村数)
 ※()内は前年度の実績。(前年度実績における凡例は「25年度中に無料化予定」、「25年度末まで無料化予定なし」)

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

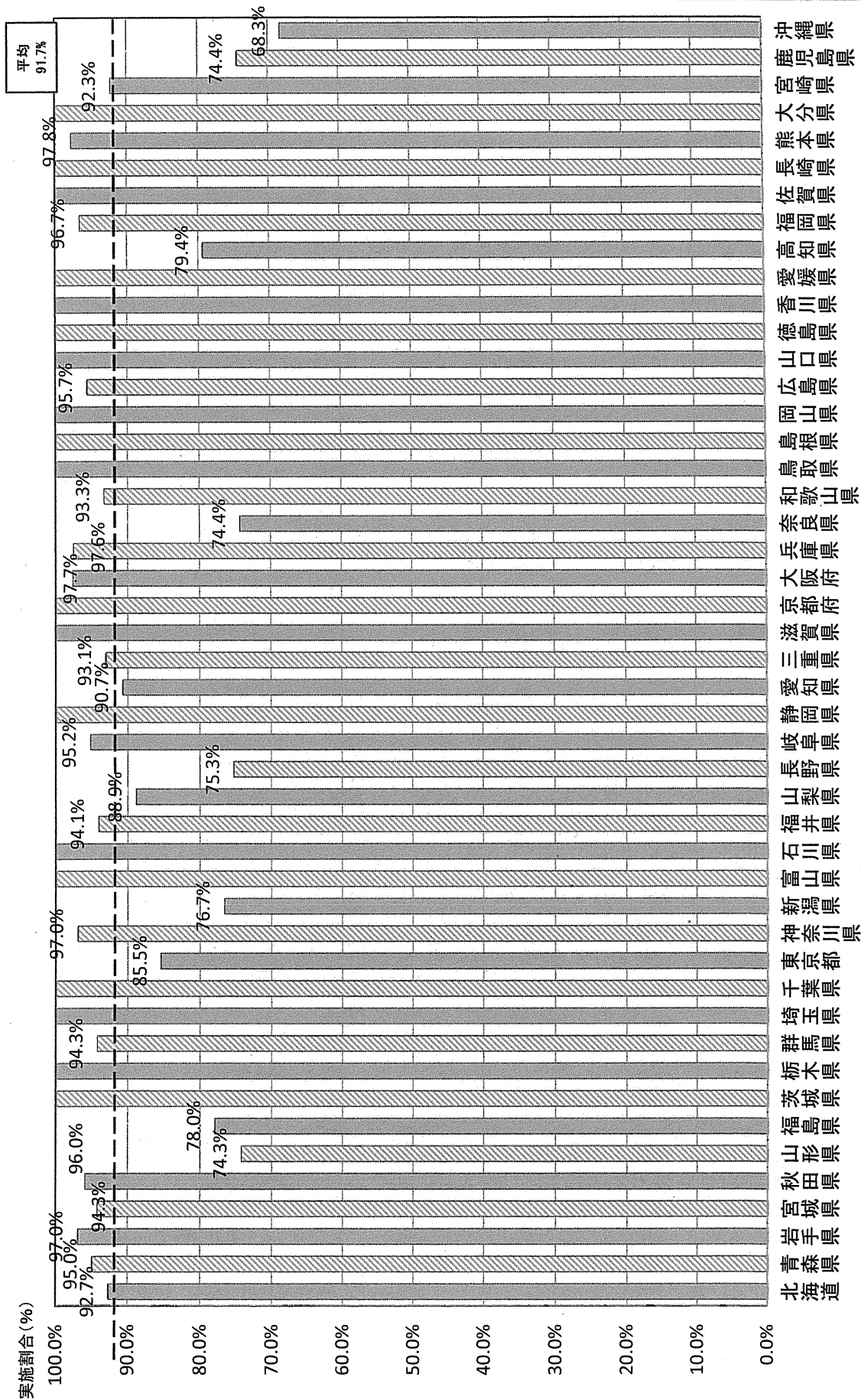
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,576市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は90.5%である。



※数値は平成25年度値。
 ※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,598市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は91.7%である。

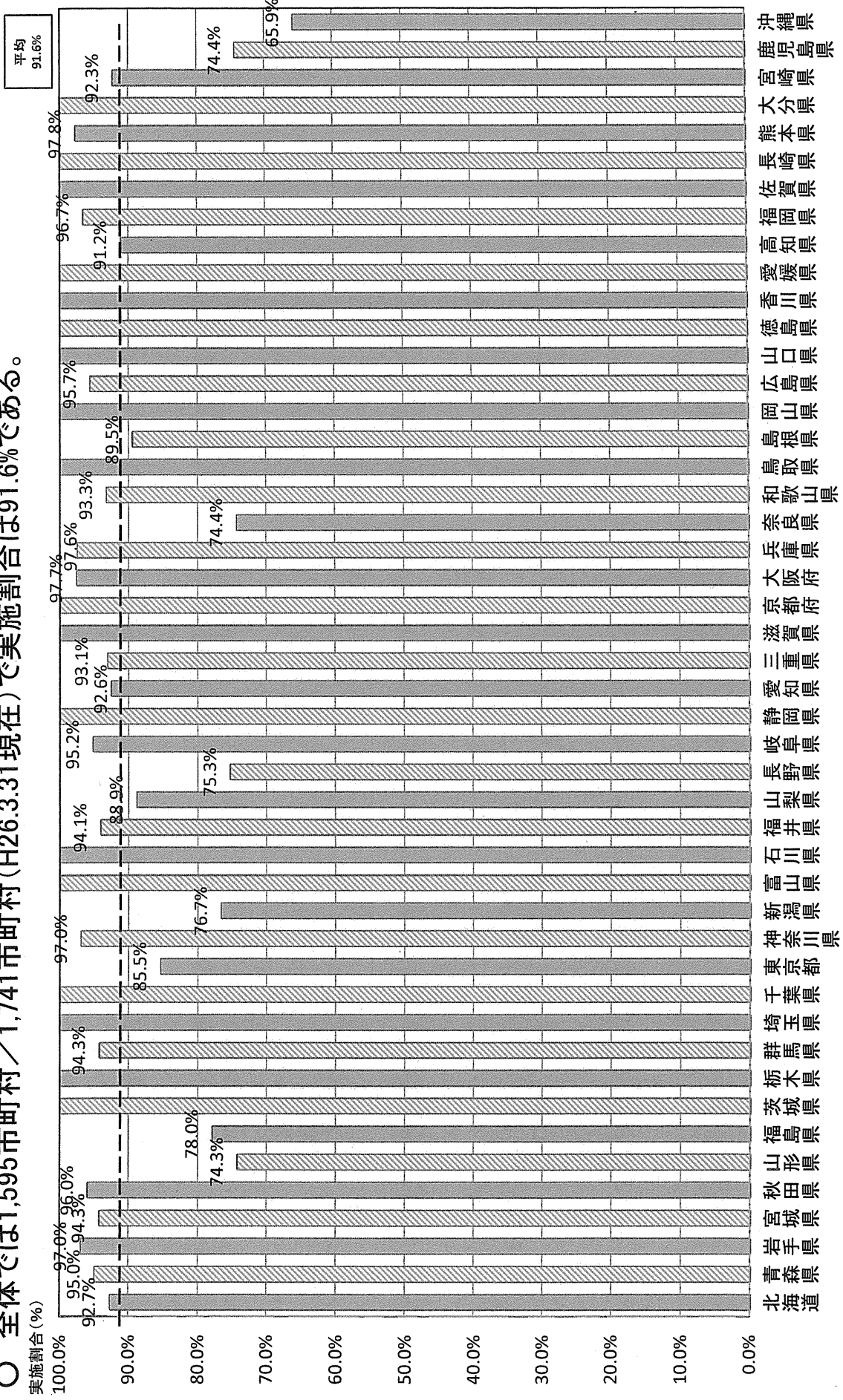


※各期間の実施割合算定のための分母となる全市町村数は、それぞれ各期間の末日における全市町村数である。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業

【(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,595市町村 / 1,741市町村 (H26.3.31現在) で実施割合は91.6%である。

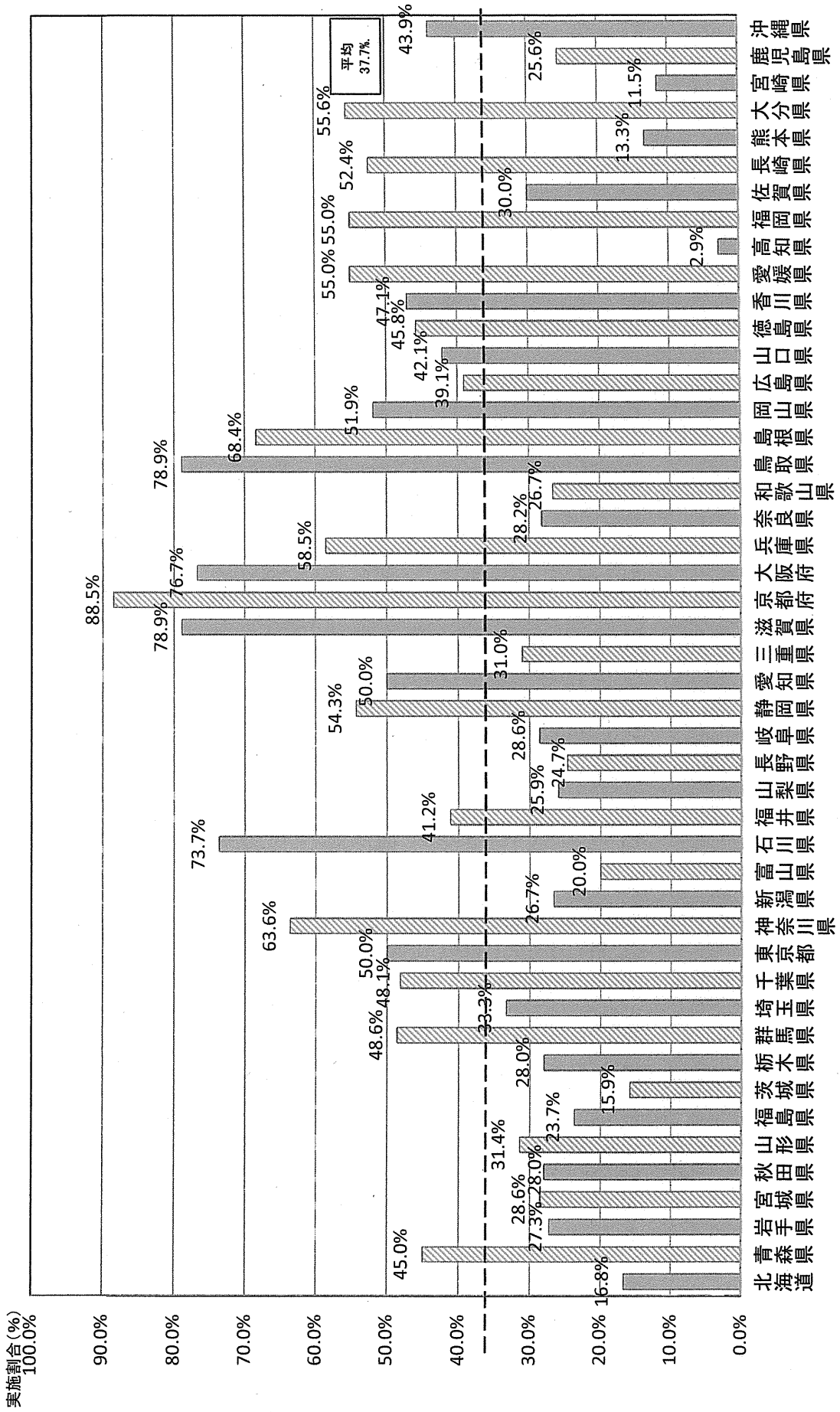


※各期間の実施割合算定のための分母となる全市町村数は、それぞれ各期間の末日における全市町村数である。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援興奮室において集計したもの。

意思疎通支援事業

【(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況【都道府県別】】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では656市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は37.7%である。

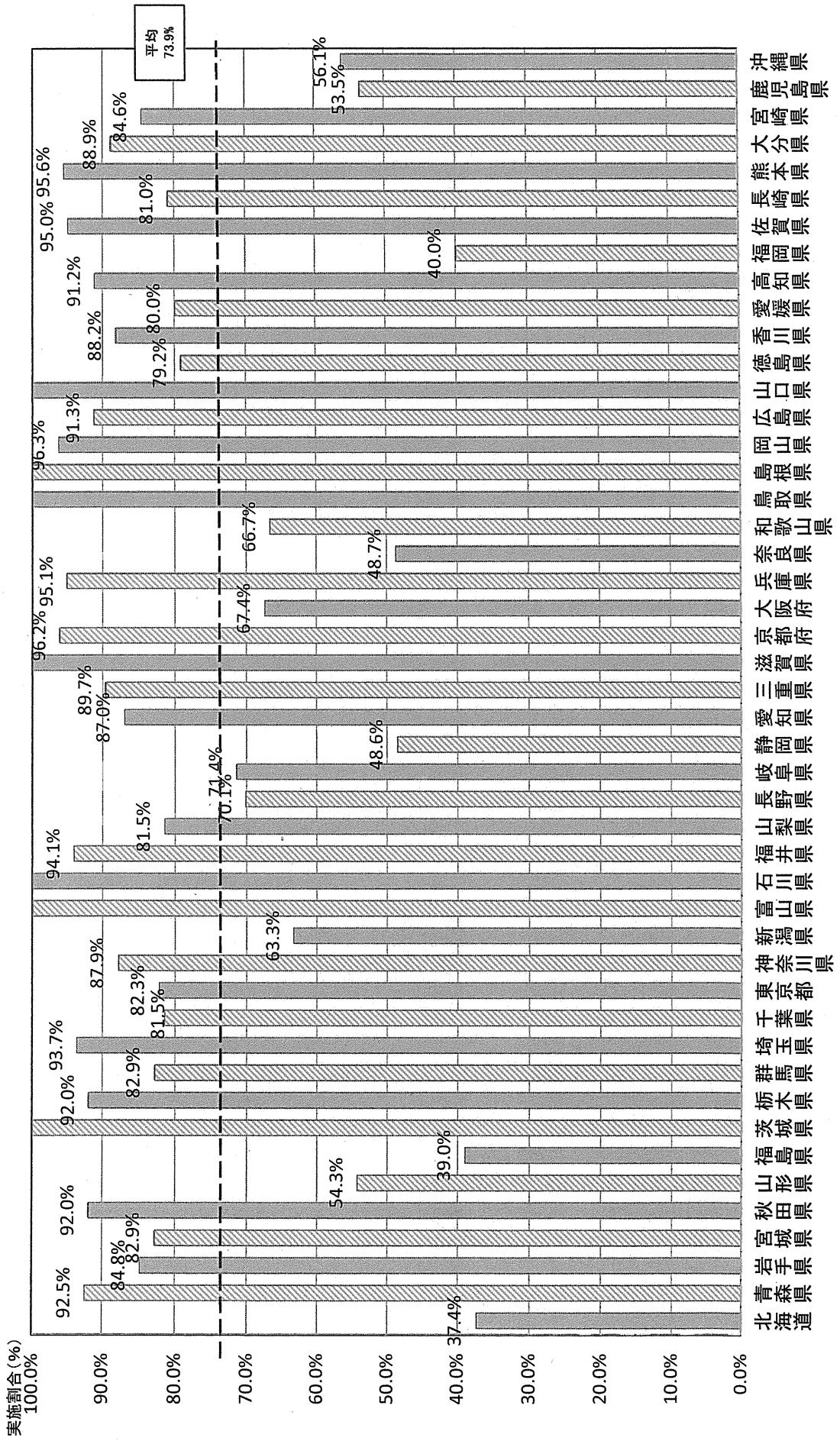


※各期間の実施割合算定のための分母となる全市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したものである。

意思疎通支援事業

【(内訳3) 要約筆者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,287市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は73.9%である。



※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したものである。